

サイバーセキュリティ協議会の概要

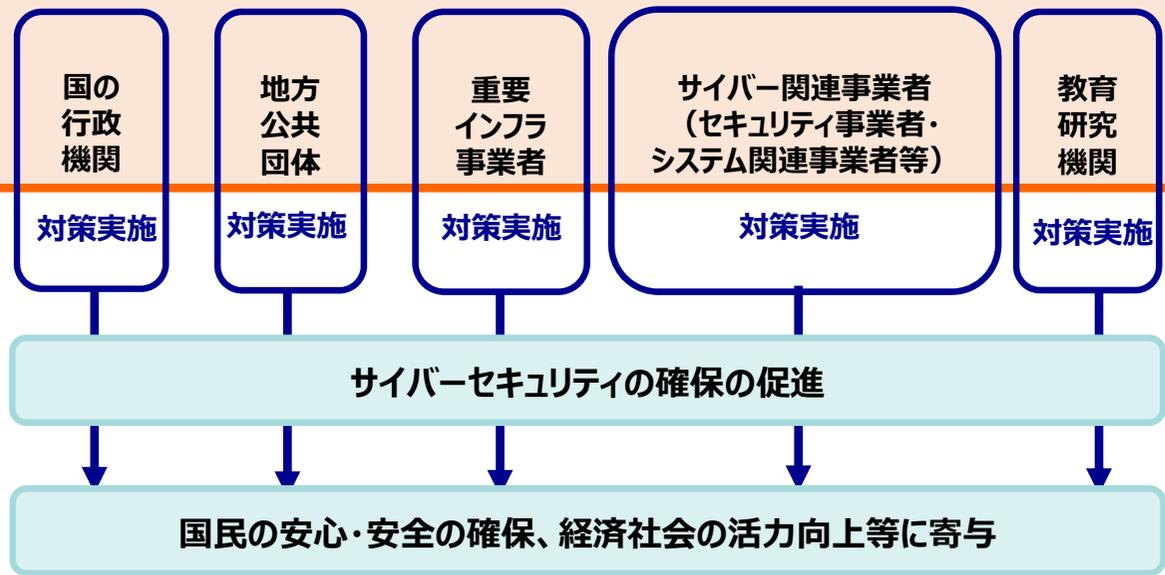
- ・サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律に基づき、平成31年4月にサイバーセキュリティ協議会が組織され、同年5月下旬から情報共有活動が開始されている。
- ・本協議会は、国の行政機関、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者等、官民の多様な主体が相互に連携し、より早期の段階で、サイバーセキュリティの確保に資する情報を迅速に共有することにより、サイバー攻撃による被害を予防し、また、被害の拡大を防ぐことなどを目的としている。

サイバーセキュリティ協議会

事務局（NISC・政令指定法人JPCERT/CC）

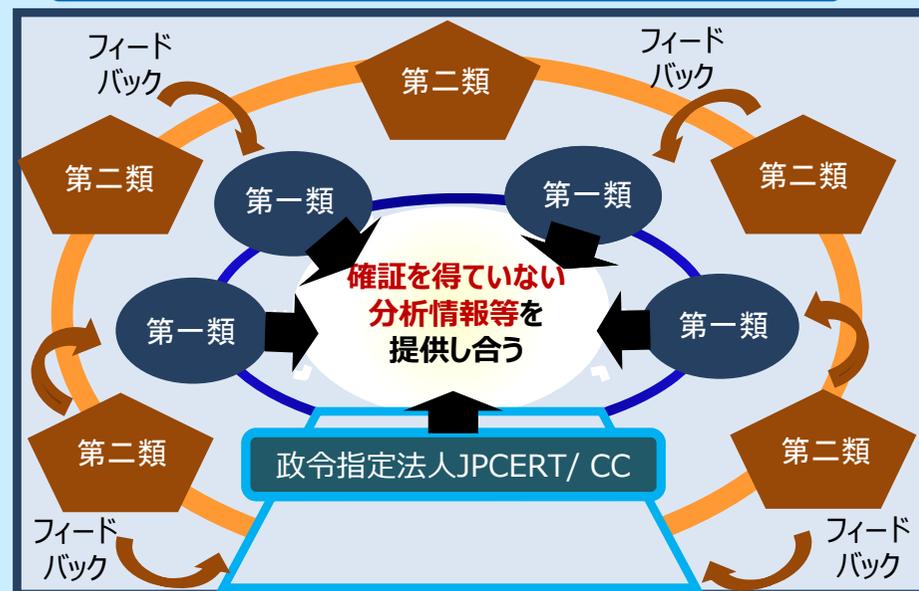
✓積極的な情報提供に能力と意欲を有する者を**タスクフォース**としてグループ化

タスクフォースにおいて作出された**対策情報等を迅速に共有**



- ✓未確定の情報を相互にフィードバックを行い、速やかに対策情報等を作成
- ✓活動の中核となる第一類構成員は、主に専門機関・セキュリティベンダ等から構成
- ✓第二類構成員は第一類構成員に対して主にフィードバックを積極的に行う

タスクフォース（第一類構成員・第二類構成員）



令和2年度におけるサイバーセキュリティ協議会の取組状況について

1. 活動実績

- 協議会における情報共有活動が開始されて以降、これまで各組織に散らばって存在し、協議会がなければ早期に共有されることがなかったであろう機微な情報が、徐々に組織の壁を越えて共有。
 - 例1：協議会タスクフォースでの検討の結果、海外のセキュリティベンダが公表する以前にサイバー攻撃の端緒情報・対策情報を協議会内において共有。
 - 例2：攻撃活動が始まった初期段階において、国内への攻撃状況の迅速な分析のため、協議会タスクフォースにおいて相談・関連情報の提供を受けるとともに、第二類構成員及び一般の構成員に対し当該攻撃を受けたか否かの調査・フィードバック等を依頼。
 - 令和2年度に協議会において取り扱った情報の件数は44件であり、これらはいずれも協議会がなければ早期に共有されることがなかった機微な情報。このうち令和3年3月31日までに、協議会以外の場を含め、対策情報等を広く公開し、又は一定の範囲に限定して共有するに至ったものは12件。
(注)協議会では、他の情報共有体制では拾えていなかった情報を早期に発見・共有したり、他の情報共有体制で既に共有されている情報を補完する機微な追加情報を関係者に限定して共有すること等を主眼としており、共有情報を真に有益で、他では得られないものに絞り込んでいることから、共有の件数を追及していない。
 - 第一類構成員に実施したアンケートでは、回答者全てが協議会の共有活動に満足。「従来であれば滞留していた情報を協議会の場に持ち込み、協議会内で共有することができた。」、「有益な情報が早期に共有され、その処理も迅速である。」との意見が寄せられていた。
- 問い合わせ窓口・相談体制の充実やサイバーセキュリティに係る現状の情勢や今後の動向等についての協議会構成員に対する情報提供を実施。

2. 参加者の拡大

- 令和2年
 - 6月5日：第三期の構成員70者を決定→第一期及び第二期構成員を含め全225者
 - 12月1日：第四期構成員の入会申込受付開始（12月1日～令和3年1月29日まで）
- 令和3年
 - 3月26日：**第四期構成員41者を決定**→第三期までの構成員を含め**全266者**
 - (今後の予定)
 - 令和3年末：第五期構成員の入会申込受付開始（予定）